

令和7年度「中小企業者等賃上げ環境整備 支援事業費補助金」の公募のご案内

－ 県内事業者の経営革新計画に基づく取組を支援します －

事業の目的

経営革新計画に基づいて生産性の向上を図り、適切かつ円滑な価格転嫁や賃上げのための環境整備に取り組む県内の中小企業・小規模事業者の新たな設備投資、人材育成及び販路開拓に要する経費に対し、補助金を交付します。
経済的環境の変化に対応した経営革新の取組が広がることを通じて、より多くの中小企業・小規模事業者が、地域経済を牽引する企業に成長していくことを支援するものです。

公募期間

令和7年7月22日（火）～ 令和7年9月30日（火）17時

補助対象者

- 主な要件は次のとおりです。
- 岩手県内に主たる事業所又は工場を有する中小企業者又は小規模事業者である者。
 - 応募申請時点で経営革新計画の承認又は経営革新計画の変更の承認を受けている者。ただし、同計画事業期間の3～5年の間に、給与支給総額を年率平均2.0%以上増加させる見込みである旨の記載があること。
 - 「パートナーシップ構築宣言」を行い、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録されている者。
 - 令和7年度中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金の交付決定を受けていない者。



補助対象事業

- 主な要件は次のとおりです。
- 経営革新計画に記載している「新事業活動」に該当する事業
 - 補助対象経費が、国（独立行政法人を含む。）、県又はその他の地方公共団体等、他の補助金、助成金等を活用する経費でない事業

補助対象経費

補助対象事業において、経営革新計画に基づいて生産性の向上を図り、適切かつ円滑な価格転嫁や賃上げのための環境整備に向けた設備投資、人材育成及び販路開拓に要する次の区分で定める経費を補助対象とします。ただし、交付決定を受けた日以降に契約（発注）を行い、本補助事業実施期間内に支払いを完了した経費とします。
【区分】機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

補助額

補助対象経費の3分の2に相当する額以内の額（千円未満は切り捨て）です。ただし、1件当たり200万円を上限とします。

詳しくはホームページで最新の「公募要領」を確認してください

中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金



<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/1010807/1066780.html>



お問合せ先・応募申請先

ウラ面には全体の事務の流れを掲載しています。

岩手県商工労働観光部経営支援課 中小企業振興担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県庁2階

TEL：019-629-5544 E-mail：AE0002@pref.iwate.jp



全体の事務の流れ（予定）

① 経営革新計画の申請

② 経営革新計画の承認

③ 「パートナーシップ構築宣言」の登録

④ 「パートナーシップ構築宣言」の公開確認

※2 ※3

⑤ 補助金の交付申請

申請受付期間：令和7年7月22日（火）から令和7年9月30日（火）17時まで

⑥ 審査会（令和7年10月中旬）

「いわて脱炭素化経営認定企業等」の認定、「いわて女性活躍認定企業等」の認定、「いわて子育てにやさしい企業等」の認定、「いわて働き方改革推進運動」への参加宣言、「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定、「いわて健康経営認定事業所」の認定（※）、総務省消防庁又は市町村の「消防団協力事業所表示証」の交付（※） → 該当する場合に審査でそれぞれ加点（※印は今回追加）

⑦ 事業採択決定（令和7年10月下旬）・補助金の交付決定（令和7年11月上旬）

⑧ 補助事業の実施

補助事業実施期間：交付決定の日から令和8年2月27日（金）まで

⑨ 補助事業の実績報告・補助金の交付請求

実績報告書提出期限：補助事業完了後30日以内又は令和8年3月10日（火）のいずれか早い日まで

⑩ 補助金の交付

補助事業者から実績報告書及び請求書の提出を受け、現地調査等による補助事業完了確認後、速やかに

※1 上記の事務の区分は 補助対象者が行うもの 県が行うもの です。

※2 ①～②については、既に申請・承認済みの場合、改めての手続きは不要です。（下記（注）参照）

※3 ③～④については、既に登録・公開確認済みの場合、改めての手続きは不要です。

※4 この全体の事務の流れは予定であり、応募申請件数、審査の状況等により前後する場合があります。

（注）令和6年度までに経営革新計画の承認を受けている者が申請を行う場合

- （1）本補助事業の応募申請で作成した事業計画書（別紙1）の内容に沿って、承認を受けている経営革新計画の「経営計画及び資金計画（別表3）」を改めて作成し、各種指標等を再算出した内容のものを提出してください。
- （2）経営革新計画の事業期間の3～5年の間に、給与支給総額（＝全従業員への給料、賃金、賞与、役員報酬等）を年率平均2.0%以上増加させる見込みである旨の記載があることが本補助事業の要件となりますので、各種指標のうち、特に給与支給総額の算出結果に注意してください。
- （3）本補助事業に応募申請するに当たっては、承認を受けている経営革新計画の事業計画終了時点が令和9年3月31日以降となっているものに限りません。

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」、「中小企業省力化投資補助金」、「小規模事業者持続化補助金」、「IT導入補助金」、「事業承継・M&A補助金」、「中小企業新事業進出補助金」など、国の各種支援策についても、必要に応じて、併せてご検討ください。



中小企業庁 支援策チラシ



<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/support.html>